

平成30年11月16日
総合支所
障害福祉担当部
世田谷保健所

精神障害者施策の充実について

1 主 旨

平成25年12月に策定した梅ヶ丘拠点整備プランでは、区複合棟に移転する世田谷区立保健センターにおいて、こころの健康相談等の機能を拡充することとしている。その具体化等に向け、昨年6月に学識経験者や医療関係者等で構成する「こころの相談機能等の強化検討専門部会（以下「専門部会」という）」を設置し、課題の整理等を進めてきた。

一方、国は入院した精神障害者が退院後に医療や福祉等の包括的な支援を受けられるよう「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を示し、自治体にその対応を求めている。また、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の実施主体を平成30年度から特別区にも拡大している。

専門部会では、こうした国の動向も踏まえ、今後の精神障害者施策の取組みの方向性を「中間まとめ」として取りまとめたことから、報告するものである。

なお、区においては、専門部会での検討を踏まえ順次その具体化を進めていく。

2 専門部会での検討内容

専門部会では、今後、区が実施すべき「こころの健康づくり」の取組みの方向性について、以下の3点に整理した。（詳細は別紙1参照）

- (1) 相談機能等の強化・拡充等
- (2) 精神障害者の退院後支援等
- (3) 精神障害者や精神疾患等への理解、差別・偏見の解消

3 今後の取組みについて

専門部会での検討を踏まえ、精神障害者施策等のより一層の充実に向け以下のとおり取り組む。

- (1) 国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」への対応

【平成30年度（2018年）～】

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の実施に向け、既存事業を踏まえながら、取組みの方向性を取りまとめた（別紙2参照）。

今年度は、必須事業である「保健・医療・福祉関係者による協議の場」を設置する。また、下記(2)(3)の実施と並行して、国の動向等を注視しつつ、その他の事業の具体化についても、引き続き検討する。

(2) 「多職種チームによる訪問支援事業」(案)【平成31年度(2019年)】

事業内容

(ア) 多職種チームの構成等

世田谷保健所に、保健師及び精神保健福祉士や専門医師等で構成する「多職種チーム」を設置する。

(イ) 取組み内容等のイメージ

「多職種チーム」の構成員を総合支所保健福祉センターへ定期的に派遣し、地区担当保健師等と連携を図り、以下の業務に取り組む。

- ・支援等が必要な未治療・治療中断等の精神障害者等(疑いのある者を含む)への訪問支援や医療・福祉サービスの利用支援等
- ・「多職種チーム」を中心とした退院後支援計画の作成、及び退院後支援の調整等

検討方針

平成31年度の「多職種チーム」設置をめざし、平成30年度中に関係所管(総合支所保健福祉センター)と詳細検討を行う。

(3) 世田谷区立保健センターにおける「こころの相談機能の整備」(案)

【平成32年度(2020年)】

事業内容

- ・梅ヶ丘拠点区複合棟に開設する新たな世田谷区立保健センターにおける「こころの相談機能の整備」として、区が閉庁する平日夜間・休日等に相談できる電話相談窓口を整備する方向性で検討する。
- ・また、「精神障害者や精神疾患等の理解、差別・偏見の解消」をめざし、区民全体への講演会等の開催やこころの健康づくりを支える人材の育成を推進する。

検討方針

- ・必要に応じ区の相談窓口等に確実につなぐ仕組みづくりやその実施内容(時間枠の設定等)について、引き続き専門部会や関係所管との検討を進める。
- ・東京都等における夜間の相談体制など、様々な地域資源の周知・活用を図りながら、精神障害者等の包括的な相談体制の整備をめざす。

(4) 事業全体の概要について

地域包括ケアシステム推進に向けた精神障害者を支える相談支援のイメージについては別紙3参照

(5) その他

精神障害者施策等の充実に向け、総合支所保健福祉センターと世田谷保健所はより一層連携を図り、予防的なこころの健康づくりや各種相談をはじめ、未治療や治療中断の精神疾患等への医療継続を支援することにより、本人の症状や体調が安定することをめざすほか、家族等も含め地域で安心して生活できるよう支援する。

また、障害福祉担当部と世田谷保健所において役割分担(障害福祉担当部は全体調整と精神障害者手帳所持者の支援、世田谷保健所はこころの健康づくり等の予防と医療対応の支援)を明確にし、平成31年4月を目途に組織体制の強化を図る。

4 主なスケジュール

平成30年(2018年)

12月 「保健・医療・福祉関係者による協議の場」の設置への準備
 専門部会「こころの相談機能等の強化検討専門部会最終まとめ」

平成31年(2019年)

2月 福祉保健常任委員会報告(最終まとめ及び訪問型支援事業等)
 「保健・医療・福祉関係者による協議の場」の設置

《平成31年度(2019年)》

多職種チームによる訪問型支援事業開始、取組みの検証
 地域障害者相談支援センターの体制強化
 こころの相談機能(電話相談)の整備に向けた準備

《平成32年度(2020年)》

新保健センターにおけるこころの相談機能(電話相談)の試行

《参 考》精神障害者や精神疾患等者の現状

(1) 精神障害者の状況(精神障害者保健福祉手帳所持者)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総数	4,130	4,485	4,911	5,270	5,648
前年度増減		+355	+426	+359	+378

(各年4月1日現在)

(2) 精神疾患者の状況(前年度自立支援医療費(精神通院医療)認定件数)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総数	9,628	9,961	10,612	11,104	11,639
前年度増減		+333	+651	+492	+535

(各年4月1日現在)

主旨

区は、「健康せたがやプラン（第二次）後期」において「こころの健康づくり」を重点施策の一つと位置づけるほか、精神障害者や精神疾患等々の区民に対する区の保健・福祉施策の将来を見据えたより一層の充実を図っている。こうした中、区は梅ヶ丘拠点の区複合棟に移転する保健センターに、こころの相談等の機能を強化しつつ、他の相談体制とも連携を図り必要な支援につなぐ相談窓口の機能整備を進めている。

平成29年6月には、学識経験者や医療関係者等で構成する「こころの相談機能等の強化検討専門部会」を設置し、これらの施策の充実と取り組みの方向性などを協議し整理してきた。それらの結果を、「こころの相談機能等の強化検討専門部会中間まとめ（たたき台）」として報告する。

現状の課題

区における精神保健、精神障害者施策の現状、区及び地域の社会資源等が精神障害者や精神疾患等々へ提供する各種相談機能や福祉サービスの現況等を把握しつつ、以下の3つの視点ごとに現状の課題を整理した。

- 視点 精神保健相談機能等**
- ◆ 都、区や民間等の既存の相談窓口に加え、区ではここ数年、新たに「地域障害者相談支援センター」や「福祉の相談窓口」を開設したが、都、区や民間等の既存の相談窓口に加え、区ではここ数年、個々の役割分担や窓口相互の連携が分かり難いため、当事者はどこに何を相談できるのか、混乱することが懸念されている。
 - ◆ 相談窓口の職員には、各種サービスや後方支援へつなぐための振り分け（初期的対応）等に関するスキルアップが求められる。
 - ◆ 土日や祝日、夜間等、区をはじめとする行政機関の閉庁時の相談窓口のあり方検討が必要である。また、当事者やその家族からは、身近でタイムリーに相談できる体制を望む声が寄せられている。
 - ◆ 思春期世代が利用しやすい敷居の低いこころの相談等の場が少ない。

- 視点 精神障害者や精神疾患等々の支援等**
- ◆ 医療的課題のみならず社会的・経済的課題等への対応もできるよう、多職種チームによる地域生活支援の充実など体制整備が求められる。
 - ◆ 地域に潜在するケースや複合化した困難ケース等に対して、的確なアセスメントによる専門性の高い支援や予防的支援などが求められるほか、医療中断者や未受診者に対するきめ細やかな訪問（アウトリーチ）や、相談対応できる体制整備が求められている。
 - ◆ 地域支援策（退院支援含む）を推進する機能等が不足している。
 - ◆ 精神保健法改正は未定だが、国から示された「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に基づき、退院後支援に関する計画の作成や地域支援を目的とした「多職種チームによるアウトリーチ支援」等、区のアウトライン等を検討する必要がある。
 - ◆ 精神障害者や精神疾患等々の「感情の波」等を理解し寄り添い対応できる支援者がまだ少ない。
 - ◆ 当事者の家族は大きな精神的負担を常に感じており、その負担軽減のサポート（緊急避難：レスパイト機能等）を望む声が寄せられている。

- 視点 精神保健に関する地域人材（区民主体）の発掘・育成・情報発信**
- ◆ こころの健康づくり等に興味がない区民に対しても、精神障害者や精神疾患等々の理解と差別、偏見の解消につながるメンタルヘルスの情報発信や、自助・共助の観点から区民主体で支えあうしくみが求められている。（以下例示）
 - ・ 精神保健等に関する普及啓発の情報発信基地の整備
 - ・ 区民主体で精神障害者や精神疾患等々に寄り添い支えられる人材や、地域の中で潜在的なこころの問題に早期に気づける身近なサポーターの育成
 - ・ 地域の中で、こころに悩みを抱える区民を分け隔てなく受け入れ、様々な立場の区民との交流や共生が出来る機会の提供や場づくり

専門部会の設置

- 2 名称 こころの相談機能等の強化検討専門部会
- 3 位置づけ 「世田谷区健康づくり推進委員会」の専門部会として設置する
- 4 主な検討事項
- (1) 梅ヶ丘拠点整備として進める「こころの健康づくり」の相談機能と、既存の区での精神保健の相談窓口の役割の整理や連携のあり方等に関する事
- (2) 「健康せたがやプラン（第二次）後期計画」の重点施策「こころの健康づくり」を推進するための方策に関する事 ほか
- 1 構成
- (1) 部 会 員
外部委員（学識経験者、地域医療関係者等）及び庁内委員（関係所管の管理職）等
- (2) 事 務 局
世田谷保健所健康推進課・障害福祉担当部障害施策推進課

今後の取り組みの方向性

1 「現状の課題」より、今後の拠点整備の取り組みの方向性として検討する課題を、以下の『施策の3つの柱』として整理した。

施策の3つの柱	取り組みの方向性	今後の課題検討のポイント	懸案事項
相談機能等の強化・拡充等	A 当事者や家族等が相談を必要とするときに、随時相談できる相談窓口の整備（夜間・休日電話相談等）	既存の各種相談窓口のより一層の周知とその効果的な活用（現状把握と周知徹底による誘導） 平日夜間及び休日の電話相談窓口の開設（曜日、時間帯等の拡充 365日窓口開設） ハイリスク等の電話相談を、改めて区の相談窓口につなぐ機能の充実	・ 既存相談窓口の機能、役割の明確化と連携強化 ・ 電話窓口の開設時間拡充の慎重な対応（当事者等の要望も踏まえ）とリピータ対策の必要性
	B 専門職の訪問等による在宅精神障害者や精神疾患等々の生活支援の充実	「こころスペース」担当所管を梅ヶ丘拠点へ移管（区民の利便性を考慮し、開催場所は今まで通り三軒茶屋）	・ 事業持続に必要とされる人材の確保 ・ 自殺相談との切り分け
	C 相談窓口のバックアップ機能の構築（相談員へのスーパーバイズ）	精神障害者や精神疾患等々の支援者や精神保健等の相談専門機関等のバックアップ（相談員へのスーパーバイズ）機能を果たす人材の確保と配置	・ 体制整備に必要な人材の確保と育成 ・ 中部精神保健センターとの機能、役割分担の整理
精神障害者の退院後支援等	A 入院時から退院後の医療や地域と連携した専門職による支援	「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に基づき、入院時から退院後の医療や地域と連携した専門職種による支援にむけた多職種チームの体制整備（相談機能等の強化・拡充Bと同じ）	・ 体制整備に必要な人材の確保と育成 ・ 法改正の動向
	B 退院後支援について協議する会議のあり方についての検討	精神障害者や精神疾患等々の支援者に対するアセスメント支援等を目的とする、区独自の専門職員配置の体制整備（多職種チームの発足等）	・ 法改正の動向 ・ 東京都との調整（措置入院関係）
精神障害者や精神疾患等々の理解、差別・偏見の解消	A 様々なツールを活用した精神保健等に関する普及啓発の情報発信基地の整備	精神保健等に関する情報発信機能（常設）及び講演会の実施等 精神保健等に関する普及啓発のモデル事業の実施	・ スーパーバイザーの発掘、人材確保
	B こころの健康づくりを支える地域の人材育成プログラムの提供	ゲートキーパー講座の拡充 ピアサポーター養成のしくみ検討	・ 体制整備に必要な人材の確保と育成 ・ 法改正の動向
	C 区民主体の障害理解の場と交流の機会の提供	「ここからカフェ」の活動機会の拡充（「ここからカフェ」の梅ヶ丘拠点での開設）	・ 情報拠点の場の確保としくみづくり ・ 人材を効果的に活用するためのしくみづくり

- 2 その他の取組む課題として、『当事者、団体からの要望への対応』等も踏まえ、以下の2点についても継続課題とし引き続き検討する。
- (1) 精神障害者や精神疾患等々の家族のための休息目的施設（レスパイトの場）や緊急時の支援のあり方について
- (2) 精神障害者や精神疾患等々の退院後の地域移行サポートとしての、通過型退院後訓練施設等の場の必要性やあり方について

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	世田谷区の既存事業等での実施状況		主たる所管部	今後の方向性と課題 (関連事業番号)	国等の補助事業の対応に向けた検討優先度 (最優先、優先、継続課題)					
	実施の有無	活用できる既存事業の概要			優先度	平成30年度 (2018年)	平成31年度 (2019年)	平成32年度 (2020年)	平成33年度 (2021年)	
						国の構築期間		-	-	
						第5期障害福祉計画期間		-		
						健康せたがやプラン(～平成33年/2021年度)		-		
新実施計画(後期)期間										
1 保健・医療・福祉による協議の場 地域の課題を共有した上で、包括ケアシステムの構築に資する内容を協議する場。協議の場の参加者は、障害保健福祉の所管課、保健所(精神保健担当保健師等)、医療関係者、福祉関係者等。(補助金交付の必須要件)	有	「自立支援協議会地域移行部会」の開催・地域移行(精神科病院に1年以上入院している方の退院支援)に向けた支援やあり方の検討	平成31年(2019年)度以降、障害福祉担当部が担う。	既存の会議体である「自立支援協議会の地域移行部会」を活用し、「協議の場」を設ける。(平成30年(2018年)度設置) 【課題】 医療関係者の参加調整	第5期計画記載	設置(年度末)	開催(施策協議)	開催(施策協議)	開催(施策協議)	
2 住まいの確保支援 精神障害者が入居しやすい民間賃貸住宅情報システムや空き部屋のマッチングシステムの構築、公営住宅の入居促進、公的保証人制度の構築等。	有	障害者向け区営住宅の確保、区営住宅の入居にかかる所得基準上限の緩和 お部屋探しサポート 世田谷区保証会社紹介制度(滞納家賃一時立替制度) 障害者グループホームの整備	都市整備政策部 障害福祉担当部	【課題】 既存事業を取り組みの中心とする。居住支援協議会等との調整が必要。また、障害者施設整備等に係る基本方針検討委員会の動向を注視(障害者グループホーム整備)		調整予定	調整予定	調整予定	調整予定	
3 ピアサポーターの養成 ピアサポーター及びピアサポーターに関わる事業者に対するピアサポートの活用に必要な研修等の実施。研修を受講したピアサポーターの相談支援事業所等への雇用等、関係機関連携。	有	世田谷区精神障害者夜間休日電話相談事業運営費補助金交付要綱による事業実施 ・ピアカウンセラーの養成 ・ピアカウンセラーによる啓発活動	世田谷保健所	梅ヶ丘拠点における事業展開(区立保健センター事業)を想定(一部機能拡充予定)し拡充を検討する。 【課題】 事業拡充に向けた保健センターへの事業移管等の対応が必要		検討	試行準備	試行	検討 試行 証大	
4 アウトリーチ事業 多職種による訪問支援を行い、支援対象者及び家族等の状態に応じて、必要な支援が提供される体制を整備。アウトリーチ支援の実施が有効であると判断した対象者に実施。	無	-	総合支所 保健福祉センター 世田谷保健所	「地方公共団体による精神障害者の退院後支援ガイドライン」に基づき、退院後支援計画策定や困難ケース等に対応するため、訪問型支援や医療・福祉サービス利用支援機能を整理し、平成31年度(2019年)に一部実施する。 *5「入院患者の地域移行事業」 【課題】 アウトリーチチームの運用の詳細検討		事業実施に向けた詳細検討	一部実施・検証	実施	実施	
5 入院患者の地域移行事業 入院中に通常行われる支援とは別に、多職種チームによる退院に向けた相談・支援等の包括的な地域生活支援プログラム(地域生活を念頭にいたプログラムや訓練)の実施。	一部有	次の機関等における入院患者の地域移行事業の実施 ・総合支所職員(保健師、ケースワーカー等) ・東京都地域移行コーディネーター ・指定一般相談事業者 ・地域障害者相談支援センター	総合支所 保健福祉センター 障害福祉担当部 世田谷保健所	既存事業の振り返りや支援の担い手等により地域生活支援プログラムを作成、平成31年度(2019年)に予定する退院の意思確認方法やアウトリーチチームの関与など支援体制の構築を進める。 *4「アウトリーチ事業」 【課題】 関係所管との事業連携の具体化		プログラム等の検討	退院意思退院プログラムの検討	プログラムの実施と地域移行	プログラムの実施と地域移行	

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	世田谷区の既存事業等での実施状況		主たる所管部	今後の方向性・課題 (関連事業番号)	国等の補助事業の対応に向けた検討優先度 (最優先、優先、継続課題)				
	実施の有無	既存事業の概要			優先度 国の構築期間	平成30年度 (2018年)	平成31年度 (2019年)	平成32年度 (2020年)	平成33年度 (2021年)
						国の構築期間		-	-
						第5期障害福祉計画期間		-	
						健康せたがやプラン(～H33年度)		-	
新実施計画(後期)期間									
6	包括ケアシステムの評価事業	無	障害福祉担当部	【課題】 平成34年度(2022年)までに実態把握を行い、本件地域包括ケアシステムを評価検証する。	評価方法の検討	評価方法の検討	実施	実施	
精神障害者をとりまく医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育についての実態把握(アンケート、ヒアリング等)									
7	精神障害者の地域移行関係職員に対する研修の実施	有	障害福祉担当部	相談支援事業所に対する研修については、引き続き基幹相談支援センター委託事業として実施する。アドバイザーを委嘱し専門性を確保しながら人材育成を行う。 【課題】 保健・医療・福祉の相互理解を促進する研修の検討・実施	研修実施	研修実施	研修拡充	研修拡充	
医療機関、サービス事業所等の職員に対し、精神障害者の地域移行に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進するための研修の実施。									
8	措置患者退院後の医療等継続に係る事業	一部有	総合支所 保健福祉センター 世田谷保健所	*4「アウトリーチ事業」に合わせて実施する。 【課題】 アウトリーチチームの運用の詳細検討	事業実施に向けた政策決定	試行実施・検証	本格実施	本格実施	
措置入院患者等の退院後医療継続に必要な制度周知や人材育成等の実施。									
9	家族支援等	一部有	総合支所 保健福祉センター 障害福祉担当部 世田谷保健所	「こころの相談機能等の強化検討専門部会」において、引き続きあり方を検討する。 例:家族レスパイトの場の設置等 【課題】 当事者や家族会との協議	検討	実施に向けた準備	試行	検証・試行 拡 大	
精神障害者の家族が、包括ケアシステムの理解を深め、家族が安心して本人支援できるような家族支援の実施。									
10	その他(区の任意事業)	一部有 充実	障害福祉担当部	地域障害者相談支援センターの次期受託事業者公募に合わせ、相談支援体制の強化を進める。(平成31年度(2019年)実施)	体制強化意思決定と事業選定	事業実施	事業実施	事業実施	
区民ニーズに的確に対応する相談支援体制を構築するため、地域障害者相談支援センターの体制強化と、夜間・休日の相談機能確保のための体制整備を行う。									
		新規 拡充	世田谷保健所	梅ヶ丘拠点に整備する新たな保健センターにおける「こころの相談」機能として、区の相談窓口が対応していない夜間・休日等の相談体制の検討を進める。 区民全体への啓発や情報発信を目的とする講演会の開催やピアサポーター等の人材を育成する。	検討	体制整備	試行開始	試行拡大	

